

# 日本における包括的支援体制の構築と 重層的支援体制整備事業の現状と課題

日本社会事業大学 社会福祉学部

Japan College of Social Work

菱沼幹男

Mikio Hishinuma

# 本日の内容

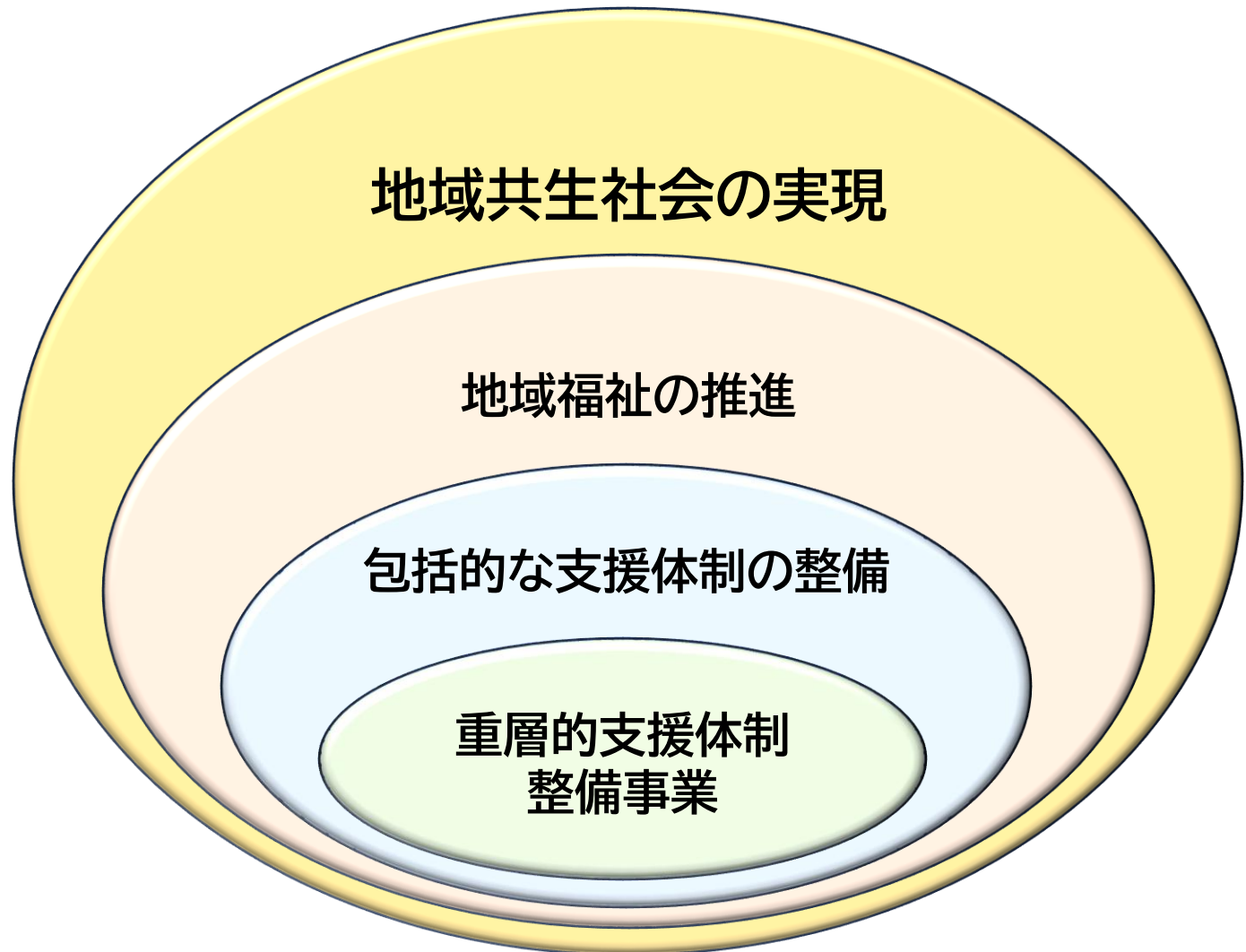
- 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業
- 重層的支援体制整備事業創設の経緯
- 重層的支援体制整備事業の特徴と現状
- 個別支援と地域支援の一体的展開とコミュニティソーシャルワーク
- 地域共生社会の実現に向けて

# 地域共生社会の実現に向けた取組としての 包括的支援体制の整備と重層的支援体制整備事業



## 地域共生社会とは

- 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会





# 重層的支援体制整備事業創設の経緯①



2015年9月

**「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－  
新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**

厚生労働省職員プロジェクトチーム

それまで高齢者を対象としてきた地域包括ケアシステムの構築を全世代・全対象に発展・拡大させることを目指し、分野を問わない包括的な相談支援の実施や人と人が支え合うまちづくりの取組などを提言。

2016年6月

**「ニッポン一億総活躍プラン」**（閣議決定）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが打ち出される。

# 重層的支援体制整備事業創設の経緯②



2016年7月

## 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

本部長:厚生労働大臣

対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」の総合相談支援として体制整備をしていくこと、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいける仕組みづくりを進めることを重視。

2017年9月

## 「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会) 最終とりまとめ」

厚生労働省

地域づくりの3つの方向性を提示するなど、その具体的な進め方や留意点を示し、あわせて住民に身近に圏域で世帯全体を「丸ごと」受け止め、その世帯が暮らしている地域の状況にも目を向けていく重要性等を提言。

# 重層的支援体制整備事業創設の経緯③



2019年12月

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ」  
厚生労働省

市町村における包括的な支援体制の構築とともに、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、という3つの支援を提言

2021年3月

改正社会福祉法により重層的支援体制整備事業が創設

①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業、⑥支援プランの作成

# 重層的支援体制整備事業の内容

|                                                      |                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①包括的相談支援事業</b><br>社会福祉法<br>第106条の4第2項第1号          | <ul style="list-style-type: none"><li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li><li>・支援機関のネットワークで対応する</li><li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li></ul>                 |
| <b>②参加支援事業</b><br>社会福祉法<br>第106条の4第2項第2号             | <ul style="list-style-type: none"><li>・社会とのつながりを作るための支援を行う</li><li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li><li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li></ul>                |
| <b>③地域づくり事業</b><br>社会福祉法<br>第106条の4第2項第3号            | <ul style="list-style-type: none"><li>・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li><li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li><li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動</li></ul> |
| <b>④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</b><br>社会福祉法<br>第106条の4第2項第4号 | <ul style="list-style-type: none"><li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li><li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li><li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li></ul>             |
| <b>⑤多機関協働事業</b><br>社会福祉法<br>第106条の4第2項第5号            | <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li><li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li><li>・支援関係機関の役割分担を図る</li></ul>                          |
| <b>⑥支援プランの作成</b><br>社会福祉法<br>第106条の4第2項第6号           | <ul style="list-style-type: none"><li>・収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる</li><li>・アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する</li></ul>               |



# 重層的支援体制整備事業の特徴と現状



- この事業は、個別支援と地域支援の一体的展開を目指しており、コミュニティソーシャルワークを政策化した事業と言える。
- 任意事業であり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う市町村に対して、国が交付金を公布する。
- 2026年度までに実施予定の市町村は、585箇所であり、全市町村(1741市町村)のうち、33.6%にとどまり、人口規模が小さい市町村の実施率が低い。



# 重層的支援体制整備事業の実施状況



表1 実施市町村数・予算額の推移

| 年度   | 実施市町村数 | 予算額<br>(単位:億円) |
|------|--------|----------------|
| 2021 | 42     | 9.7            |
| 2022 | 134    | 27.0           |
| 2023 | 189    | 27.5           |
| 2024 | 346    | 52.8           |
| 2025 | 471    | 55.5           |
| 2026 | 585    | 55.6           |

資料:厚生労働省

表2 人口規模別の実施市町村数

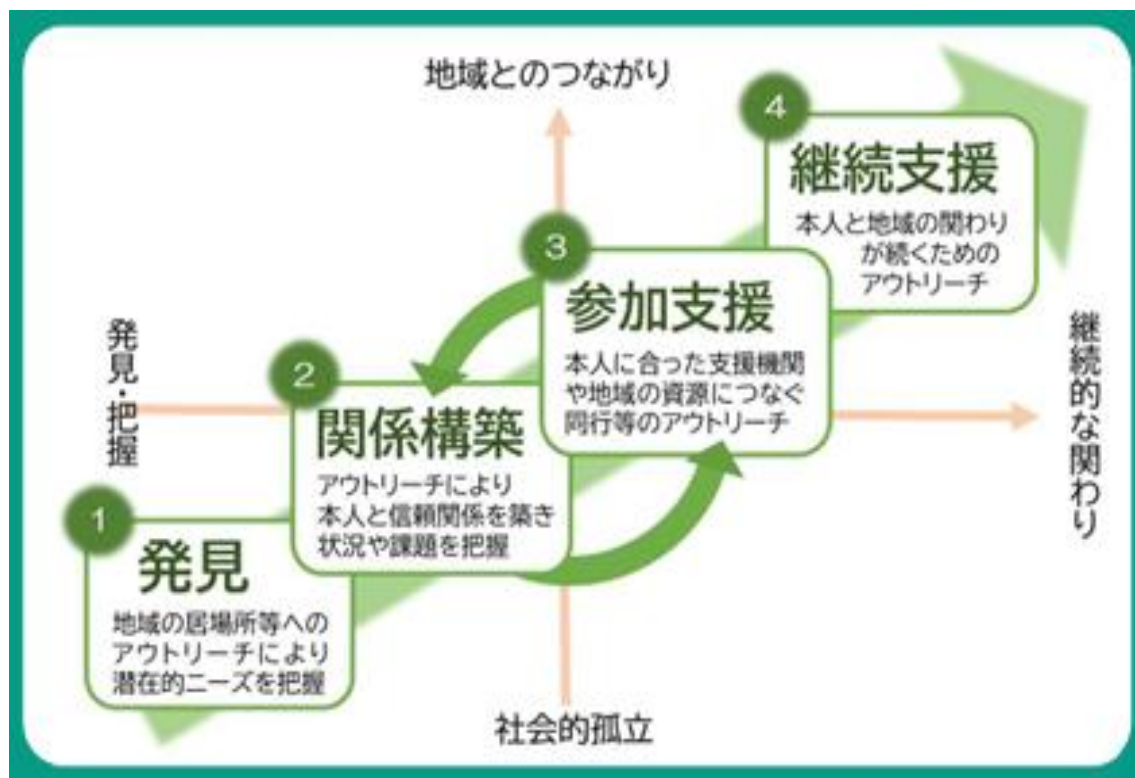
| 市町村の人口規模       | 実施率    |
|----------------|--------|
| 1万人未満          | 10.7%  |
| 1万人以上～3万人未満    | 24.8%  |
| 3万人以上～5万人未満    | 38.4%  |
| 5万人以上～10万人未満   | 54.9%  |
| 10万人以上～20万人未満  | 62.1%  |
| 20万人以上～30万人未満  | 72.9%  |
| 30万人以上～40万人未満  | 83.9%  |
| 40万人以上～50万人未満  | 100.0% |
| 50万人以上         | 74.3%  |
| 全市町村(1,741市町村) | 33.6%  |

資料:厚生労働省

# 個別支援と地域支援の一体的展開に向けて



## 地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)の配置が重要



資料: 東京都社会福祉協議会(2026)

東京都社会福祉協議会が2025年に都内62箇所の自治体と社会福祉協議会を対象に実施した調査では、地域福祉コーディネーターが地域の拠点を活用して、相談から地域づくりを一体的に支援していることを明らかにした。

東京都社会福祉協議会(2026)『「重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査」結果の概要』東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/chosa/documents/R7jyusochosa0601.pdf>

# コミュニティソーシャルワーカーの課題



- 法律に規定されていないため、業務内容、担当圏域の人口規模、資格要件は、地域によって異なる。
- 業務内容について、①主に地域支援を担当、②主に個別支援を担当、③個別支援と地域支援の両方を担当、という場合がある。
- 個別支援では、制度の狭間の問題への対応も求められることが多く、そのため民間団体である社会福祉協議会に配置されることが多い。
- コミュニティソーシャルワークは1人の専門職や1つの機関でできる実践ではなく、個別支援者と地域支援者の連携によってできる実践である。コミュニティソーシャルワーカーだけが行う実践ではない、ということを関係者が理解する必要がある。



# コミュニティソーシャルワークとは



コミュニティソーシャルワークとは、誰もが社会とのつながりの中で幸せに暮らすことができるように、支援を必要とする一人ひとりに対する個別支援と、その人々が排除されることのない地域づくりに向けた地域支援を結びつけて行うソーシャルワーク実践である

菱沼幹男(2024)『コミュニティソーシャルワーク』有斐閣

# コミュニティソーシャルワークの本質



地域の人々と共に生活を支える  
Social Work with the Community

地域の人々の活動を支える  
Social Work for the Community

地域がコミュニティになるために  
Social Work to be the Community

菱沼幹男(2024)『コミュニティソーシャルワーク』有斐閣

# コミュニティソーシャルワーク 事例検討フレーム



- 個別支援と地域支援をつなぐツールとして事例検討フレームを開発

## 【9マスシートのねらい】

- 個別支援者と地域支援者が一緒に事例を検討する
- 本人だけでなく家族全体を捉える視点を養う
- 本人や家族が暮らしている地域に目を向ける視点を養う
- 既存の社会資源の活用だけでなく、新たな社会資源の開発を考える視点を養う

## 【留意点】

このフレームは、アイデア整理として活用するものであり、実際の支援計画は、別途検討する必要がある。



家族の力(意欲・生活力)  
思い・有する力／高まる方策

③

本人の力(意欲・生活力)  
思い・有する力／高まる方策

②

地域の力(意識・活動)  
思い・有する力／高まる方策

④

社会資源につなぐ  
公的・民間／手段的・情緒的

⑥

生活問題・課題  
主訴／支援者の見立て

①

社会資源をつくる  
公的・民間／手段的・情緒的

⑦

現在つながっている  
公的・民間／手段的・情緒的

⑤

支援者の力(知識・体制)  
有する力／高まる方策

⑧

自由発想

⑨

# コミュニティソーシャルワーカーの 専門性を生かせる体制



- 行政の地域福祉計画に位置付けて、行政が人件費を保障する。
- 担当する業務は、他の専門職の配置状況によって柔軟に決める。
- 担当圏域と職員体制は、人口2～3万人あたり、コミュニティソーシャルワーカー2名で担当することが望ましい。これは、担当圏域内の住民や専門職と関係を築くためと、担当職員の孤立を防ぐためである。
- コミュニティソーシャルワーカーは、国家資格である社会福祉士の有資格者が望ましい。これは、個別支援、地域支援ともにソーシャルワークを基盤としたアプローチができる人材が求められるからである。
- 個別支援の専門職と地域支援の専門職が参加する事例検討を行うことで、日頃から双方の関係を築いていくことが大切である。

# 地域共生社会の実現に向けて



一人ひとりの生活ニーズに対する  
横断的連携による個別支援



コミュニティソーシャルワーク  
～個別支援と地域支援の統合～

一人ひとりの生きづらさに向き合った  
横断的連携による地域支援